

第3回 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会 会議録

日 時	平成21年8月6日(木) 13時～16時
場 所	芦屋市三条分室会議室/会下山遺跡
出席者	委員長 石野 博信 副委員長 福永 伸哉 委員 菱田 哲郎 委員 松下 まり子 (オブザーバー) 兵庫県教育委員会事務局文化財室課長補佐 深井 明比古 同 審査指導係主査 鐵 英記 (事務局) 生涯学習課長 津村 直行 同 課長補佐 細井 良幸 同 主査 森岡 秀人 同 学芸員 竹村 忠洋 同 学芸員(嘱託) 坂田 典彦
事務局	生涯学習課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

I 会議次第

- 1 平成21年度会下山遺跡範囲確認調査のトレンチ配置計画について
市案の検討及び決定
 - (1) 市案の概要説明
 - (2) 会下山遺跡現地確認
 - (3) トレンチ配置計画の決定
- 2 会下山遺跡測量図の仕様について、市案の検討及び決定
- 3 その他
 - (1) 今後の日程等について

II 提出資料

- 資料① 平成21年度会下山遺跡範囲確認調査 トレンチ配置計画(案)の調査目的とねらい
調査区・遺構等配置図(1/1000)
既往調査等図面(1/2500)
- 資料② 会下山遺跡・城山遺跡整備他事業委託仕様<測量業務部分>
- 資料③ 調査行程(案)
- その他 村川先生の詠まれた句

III 審議経過

開会

会下山遺跡現地確認

①トレンチ

(事務局 竹村) 平成20年度調査で確認された平坦面が、人工的なものであるかどうかを確認するために、その付近を平面的に広げて発掘する予定。その際に、県史跡の現状変更にならないように、史跡範囲外にトレンチを設定します。

(菱田委員) 前回の調査委員会でも話したとおり、この平坦面が人工的な遺構であった場合は、昭和30年代に調査されている竪穴住居跡との土層の関係を確認する必要があるので、県史跡指定範囲内にまでトレンチを延長すべき。

また、昭和30年代の発掘調査以降に、C号住居跡の床面に再堆積した土の状況を確認し、現在の保存状況を確認するために、C号住居跡内も調査した方が良い。

(副委員長) 県史跡指定範囲にトレンチを設定することはできるか。

(県教委 深井) 現状変更許可を申請することで可能となる。

②トレンチ及び③トレンチ

(事務局 竹村) S地区以北の尾根上の鞍部に、堀割などの遺構があるのかどうかを確認する目的で設定。斜面を下ると、土砂流出のために遺構が残存していない可能性があるがあるので、登山道を避けた尾根上に設定します。

<各委員とも市案を支持>

④トレンチ

(事務局 竹村) 昭和30年代の調査では未調査であった区域のうち、東斜面の傾斜の緩い部分に設定し、竪穴住居跡などの遺構の有無を確認します。西側の尾根上にはF号住居跡やQ祭祀場跡が存在しています。

④トレンチの南側では、昭和42年の集中豪雨時に土砂崩れが発生し、その際に大量の弥生土器が出土している状況です。

(松下委員) ④トレンチ付近も土砂が崩れた可能性があるが、土砂流出の起こった範囲については、作成年の違う地形図を比較することによって地形変化を読み取る方法で把握できる。それらの情報については、国土地理院などの撮影写真を入手することや、六甲砂防事務所へ記録を確認することで分かる可能性がある。

しかし、市案のトレンチ設定位置の直近に大木が残っていることを考えると、この範囲は土砂流出から免れていると推定されるので、設定位置はこのままで良い。

<各委員とも市案を支持>

⑤トレンチ

(事務局 竹村) 東西尾根先端部の緩傾斜地に設定し、竪穴住居跡などの遺構の有無を調べる目的です。

(県教委 深井) もう少し北側の、より明瞭な緩傾斜地となっているところにトレンチを設定した方が適当だと思われる。

<市案の設定より、北側へ変更>

⑥トレンチ

(事務局 竹村) ⑤トレンチと同様に、南斜面部東端部の緩傾斜地にトレンチを設定し、遺構の有無を確認するものです。

(県教委 深井) これもトレンチの位置を市案の少し北側に設定しなおした方が良いのではないか。

(副委員長, 菱田委員) 登山道からも少し離れた方が良い。<市案の設定より、北側へ変更>

会下山遺跡現地確認終了後の協議 (三条分室会議室)

(事務局 津村) <会議室での協議開始に先立ち、下記の事項について報告>

1) 教育長, 社会教育部長は、公務都合で欠席。

2) 4月に村川委員が逝去された。村川委員が詠まれた句を紹介。

審議が進んでいることなどから、村川委員の後任補充はしない。

3) 人事異動により、オブザーバーの文化庁の禰宜田調査官が主任調査官に、兵庫県教委の深井主査が課長補佐に昇任。また、柏原主査から鐵主査に交代となっている。

<一同了承>

(委員長) 現地確認を踏まえ平成21年度会下山遺跡範囲確認調査のトレンチ配置計画について協議します。

(事務局 竹村) 現地で検討した結果を、改めて確認すると、

①については、県教委と相談のうえ、県史跡範囲についても一部調査。

②から④までのトレンチは市案どおりに設定。

⑤及び⑥トレンチは、緩傾斜が明瞭な北側へ変更となっています。

(県教委 深井) 審議に先立ち、配布されている図面の記載位置について、⑥トレンチは、もっと西側に位置しているものではないか。

(事務局 竹村) 図面の⑥トレンチの記載位置は、誤っているので訂正します。

(委員長) 西側となると、漢式三翼鏃の出土推定位置付近にあたっているが、そもそも漢式三翼鏃の出土位置を推定した根拠は何か。また、今回は漢式三翼鏃を意識してトレンチを設定したのか。

(事務局 森岡) 漢式三翼鏃の出土位置については、村川委員に聞いても正確な位置は分からなかったのですが、南斜面から出土したという情報から推定地としているものです。

(事務局 竹村) 今回の⑥トレンチの設定については、漢式三翼鏃の出土推定位置を意識したものではありません。

(副委員長) ⑥トレンチに関して言えば、史跡化の調査方針自体に関わることだが、前回までの調査委員会で芦屋市が目指すべき国史跡の範囲は、まず県史跡指定範囲を基に核となる限定的な範囲を対象とし、指定後に拡大していく方向であったと思う。

今回の市案によれば、⑤トレンチや⑥トレンチなどは、かなり県史跡範囲から離れている。

芦屋市として、これまでの方向どおりなのか、より広い範囲とするのか、具体的にどの範囲を国史跡指定しようとしているのか。

また、緩傾斜地は、会下山全山では⑤トレンチや⑥トレンチ以外にも認められると思うが、それらもすべて確認調査をするのか。

(委員長) 市としての考え方はどうか。

(事務局 竹村) 予算と時間が限られていることもあり、全山を調査する前提はありません。

これまでの調査結果を踏まえ急傾斜地は除外する一方、⑤トレンチと⑥トレンチを設定した東斜面付近は緩傾斜が比較的多く認められることから、調査範囲としました。

もし、遺構の存在が確認できれば、これまでの方針に沿いつつも、県史跡よりは広がった範囲が国史跡指定範囲になるものと考えます。

(副委員長) 遺構の存在を確認したいという意図は良く分かるが、例えば今回の調査トレンチ全部で遺構の存在が明らかになったら、どこで指定範囲の線引きするのか。未調査部分とのバランスの取りどころが難しくなる。

新たな発見があれば全山を指定範囲に出来るなど、文化庁や県教委としての考え方は明確なのか。

(県教委 深井) 公有地の範囲で、できる限り広く指定するのが良いのではないかと考えている。

地番で指定する方法ならば、今回の調査結果と広げた範囲との整合がとれる。もちろん、会下山遺跡内の地番と権利関係の整理が出来ていることが前提にはなる。

また、アンカー杭が打設されている範囲と史跡指定範囲との関係は、維持管理の問題等も含め、今後整理していく必要がある。

(石野委員長) アンカー杭が打設されている部分は、砂防指定範囲か。

(事務局 細井) 会下山全山が砂防指定地です。

しかし、これまで六甲砂防事務所と事前協議してきたところでは、砂防指定地であることと国史跡は、大きな方向性では両立し得るものと考えています。

但し、国史跡になることで現状変更が出来ず、砂防工事にも制約が出てくるということであれば当然認められないので、諸条件は今後県教委にも関わって頂きつつ詰めていく予定です。

(県教委 深井) 砂防との関係は、保存管理計画の中で決めるべきだと考えるので、文化庁も加わりながら、保存管理計画を策定していく必要がある。

国史跡の制限が原因で、土砂災害が発生したら、本末転倒となる。

(委員長) 会下山について、他に何か規制はないか？

(事務局 細井) 用途地域など都市計画上の規制はかかっていますが、国史跡指定に差し障るようなものはありません。

(松下委員) 本日現地で、樹木が鬱蒼と生い茂っていることを確認した。植生から言うと、緑を残すことも大切だが、高地性集落では眺望も重要な要素と考える。

眺望を得るために、樹木を伐採することはできるか。規制があるか。

(事務局 細井) これまで伐採を前提に六甲砂防事務所と事前協議を行ってこなかったもので、すぐに分かりませんが、植栽も砂防の重要な要素であることは間違いありませんので、どこまでどう出来るのかは、引き続き六甲砂防事務所と相談して参ります。

(松下委員) 眺望を得るためには、国史跡は広く指定した方が良い。

(委員長) 発掘調査時にJ地区北側にある谷筋を下ると、10分ぐらいで高座川までいった。弥生時代の会下山集落が水の確保をどのようにしていたかを考える上で重要であるので、国史跡指定範囲を検討する上でも考慮すべき。

(菱田委員) 確認調査の実施予定は、今年度が最終となるのか。

(事務局 竹村) 今年度が最終です。

(菱田委員) そうとなれば、本来ならば今年度で遺構の分布範囲を確認し、国史跡指定範囲の根拠とするのが最も良いことなので、それを見越して調査範囲をどう設定するかを考えなければならない。

(副委員長) 今回の国史跡指定は、芦屋市制70周年に合わせて行くと聞いている。

時間がもうあまりない中で、核となる範囲をまず指定し、その他の範囲については追加指定していく、これまで議論してきた方法が適切に思える。

文化庁には、国史跡指定範囲とした明確な根拠を示さなければならないと思う。私に関わった経験では、指定範囲の根拠についてかなり厳しかった。

一方、県教委の意見では⑥トレンチの調査結果を東斜面の代表とするということであり、それが可能であれば、指定範囲が広いのに越したことはない。

要は文化庁が、いつまでにどういう結果を求めるかということなので、根拠やスケジュールについて、県と市とでさらに詰めていかなければならない。

(県教委 深井) 今回の調査で遺構が確認されれば、それを根拠に、分布調査による地表

観察によって同じような地形が確認された箇所については、遺構が広がっていると推測できるので有効だと考える。

(委員長) 県と国の意向がそのように確認できるのならば、下草の少ない冬の間には山裾部などで分布調査を実施し、周知の埋蔵文化財包蔵地と同じぐらいの範囲を指定する方向にもっていった方が望ましいのは確か。

(事務局 細井) いま協議頂いているように、指定範囲の線引きも見越して調査計画を立てるのが本筋であると思いますが、市としては今回の調査で新たな発見がないことには国史跡への道筋自体が整わないので、トレンチ配置計画も会下山遺跡の内で発見の可能性が高いところを重点にしているというのが正直なところですよ。

です。範囲のとり方については、今日の話も踏まえ県教委とも打ち合わせつつ、今後市案を提案していくようにしますので、次回以降も引き続き調査委員会で審議願えたらと思います。

(菱田委員) 新たな発見が前提であるのは、そのとおりであるので、それについては、調査結果をマスコミに公表し、現地説明会の開催も視野に入れるように取り組まれたい。

(委員長) ②トレンチで堀割などが出れば、それも大きな成果となる。今年度の調査位置は、今日の審議内容で確定とします。確認調査期間はどうか予定しているのか。

(事務局 細井) 資料③を参照して頂きましたとおり、平成21年8月31日から9月15日までを予定しています。

会下山遺跡測量図の仕様について、市案の検討及び決定

(委員長) 議題2の測量仕様について、事務局から説明願います。

(事務局 竹村) <資料②を用いて、測量の目的と仕様を説明>

測量の開始は、契約や諸手続きの関係から、8月下旬もしくは9月に入ってからとなります。

先日の測量業者との打ち合せによれば、限られた予算の中で、精度の高低によって、測量範囲が変わるため、この調査委員会で、精度と測量範囲についても検討して頂きたいと考えています。

(事務局 津村) 今回の事業は、ふるさと雇用再生事業補助金で実施するもので、予算総額は540万円。6月市議会で補正予算が可決されるまで着手できなかったもので、今の時期からの実施になります。

(委員長) 測量業者との契約では、本日の検討内容を仕様に反映できるのか。

(事務局 細井) ここで検討をお願いしている仕様の詳細部分については、今日の結果を受けて変更できるよう、落札業者の了解済みです。

(菱田委員) 仕様書に、測量の3次元データも成果品として明記しておいた方が良いでしょう。データさえあれば、専用ソフトを使用することによって、今後、自分達で実施した測量成果を追加していける。

(副委員長) 埋標を2点設置ということだが、基準点としては3点は欲しい。そうしておけば、今後の調査の時に自分たちでローカルな測量結果を落とし込める。

平成20年度の調査トレンチは落とし込めるのか。

(事務局 坂田) 木製の基準杭を残していることと、近くにあったベンチのコンクリート基礎を測っているのが可能です。

(副委員長) そのような利用方法が良いので、コンクリート構造物などの動かないものに鉄釘を打ち込むなど工夫して、できるだけ多く基準点を設けておいた方が良いでしょう。

(委員長) 経費もあまりかからない。

(菱田委員) 広い範囲なので2点では心もとない。

(委員長) 測量の目的に、昭和30年代の遺構図を今回の測量図に合成するということがあるが、どのように合わせるのか。

(事務局 竹村) 先日も測量業者とそのことで打ち合わせましたが、当時の遺構実測図と今回の測量の基準点が異なることから難しい点もあります。現状で地表に見える柱穴の位置などを基準にしようと考えています。

(委員長) 出来るだけ入れて欲しい。

(県教委 深井) 測量の精度として、10cm間隔の等高線をとるべきかどうか。

(委員長) 10cm間隔の等高線だと間隔が詰まり過ぎるが、そこまで測量する意味があるか。

(県教委 深井) 発掘地点はともかく、その他の部分は腐葉土で覆われているし、等高線は粗くにとって範囲を拡げる方が良い。

(菱田委員) 中世の山城で測量した際、20cm間隔の等高線でも充分だった。

(委員長) 50cm間隔ではどうか。

(菱田委員) 等高線は、精度を高く測量して図面化する際に間引くことはできるが、粗く記録したものの精度を高くすることは出来ないので、測量は20cm間隔とし、50cm間隔の図面が必要であれば、そのように仕様に明示するのが良いと思う。

(委員長) 以上を考慮し、縮尺1/50、等高線の密度10cmから、縮尺1/100、等高線の密度20cmに仕様を変更することで良いか。

<一同了承>

(県教委 深井) 六甲砂防事務所から入手した1/1000地形図を見たい。

(事務局 細井) データファイルの形で持っているので後日配布します。但し、データ容量84MBの広い範囲のものなので、どのように配布できるか考えてみます。

(県教委 深井) 会下山を中心とした部分を紙ベースで。

(副委員長) 成果品の図面については、仕様に示すだけではなく、測量業者と打ち合わせ、コンピュータのディスプレイ上で確認しながら、選択して決めていくことが出来るようにした方が良い。

(菱田委員) それと、現地でどれだけ正確に計測したかが重要であるので、学芸員が現地でできるだけ多く立会うように。

(委員長) 史跡範囲を広くとる可能性もあるので、できるだけ広い範囲を対象をお願いします。

(菱田委員) 最終的に、測量した範囲が、国史跡指定の範囲になるようなことは。

(県教委 鐵) 1/1000でも資料としては使えるので、測量範囲に限定されることはありません。今回の調査で、初めて会下山遺跡の位置関係を網羅した精度の高い地形測量図ができるので、非常に重要な成果になるのは確か。

(菱田委員) 今回の座標の設置は、GPSを用いるのか、手測りか。GPSの場合は、樹木が邪魔になって使用できないのではないか。

(事務局 竹村) その点は、未だ測量業者に確認できていません。

(委員長) 山手中学校など公共施設の屋上に、国家基準点が設置されているのではないか。

(副委員長) 座標については、市の関係課から情報を集めることが出来る。

(事務局 細井) 確認します。

その他

(委員長) 以上で、予定されていた議事は終了しましたが、この他に意見等はありませんか。

(副委員長) このたび芦屋市が会下山遺跡の国史跡指定を目指していることについて、市民へのアピールはどのようにしようと考えているのか。

芦屋市のホームページを見てみたが、国史跡への動きは何も上がっていない。

市民に、もっとアピールすべきだと考える。

(事務局 細井) 国史跡への経験が無いことから、この段階からアピールするのは難しいのかと考えていました。

(菱田委員) 国史跡にしますと前面に出さなくても、範囲確認調査を実施していることはアピールできる。

(県教委 鐵) 次回、今後の方針を検討するためには、土地の権利関係が分かる図面が必要になってくるので準備をお願いしたい。

(事務局 細井) 予定していたところですので、次回の資料とします。

< 次回は、平成 21 年 9 月 11 日午後 2 時から午後 5 時とすることを決定 >

閉会